

第 6 回 農 業 委 員 会 議 事 録

開 会 日 令和元年 8 月 15 日 (木)

場 所 文化会館たづくり 1001 学習室

開会時間 午後 3 時

出席委員

出席委員

1 番委員	吉 井 美華子	2 番委員	野 口 達 也
3 番委員	関 口 博 昭	4 番委員	土 方 清 一
5 番委員	瀧 柳 正 明	6 番委員	鳩 山 隆 史
7 番委員	元 木 幹 夫	8 番委員	榎 本 弘 行
10 番委員	鈴 木 正 勝	11 番委員	森 田 晃 章
12 番委員	伊 藤 義 治	13 番委員	原 勇
14 番委員	井 上 一 郎	15 番委員	熊 井 守
16 番委員	杉 崎 一三六	17 番委員	富 澤 保 夫
18 番委員	荻 本 末 子	19 番委員	小 野 一 弘
20 番委員	井 上 眞 一		

欠席委員

9 番委員 川 端 宏 志

事 務 局

局長 元木勇治 次長 今村好一

書記 中野詳一

○元木事務局長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第22期第6回調布市農業委員会総会を開催いたします。

ただいまのところ、19人の委員のご出席をいただいております。農業委員会議事規則第6条の規定による定足数に達していることをご報告します。

なお、9番議席の川端委員につきましては、本日、都合により欠席する旨のご連絡をいただいております。

それでは、以降の進行を元木会長、よろしく申し上げます。

○議長（元木会長）　皆さん、こんにちは。台風10号の影響で天候がちょっと不安定ですけれども、本日はお集まりくださりましてありがとうございます。

また、先月25日に農地パトロールを実施しました。暑い中でのパトロールでありましたが、大変ご苦労さまでした。また、8月8日に府中市で開催された東京都農業会議主催の研修会に参加されました皆さん、お疲れさまでした。この研修会は、農業委員会組織の性格、意識、活動の役割、また生産緑地法の概要や相続税、納税猶予の制度の概要などの内容の研修でございました。これは毎年8月に年一回だけ行っている研修ですので、今回参加されなかった方、次回ご参加ください。よろしく申し上げます。

それでは、議事日程に従い議事を進めてまいります。

最初に、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。本日の議事録署名委員には、10番議席の鈴木委員、11番議席の森田委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。会期の日程は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、専決処分の報告についてを議題といたします。1、報告第20号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、2、報告第21号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、3、報告第22号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を事務局から説明します。事務局、お願いします。

○中野書記　それでは、事前にお配りしてあります資料をごらんください。

専決処分の報告についてご説明申し上げます。報告第20号の資料をごらんください。農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法第3条は、農地を農地として所

有権の移転や地上権、永小作権等の権利を設定する場合には、農業委員会の許可を受けることとなっておりますが、その権利の移転の理由が相続または法人の合併、分割の場合は、同法第3条の3の規定により、農業委員会への届け出とすることとなっております。今回、相続による所有権の移転の届け出がありましたので、ご報告をいたします。件数は1件でございます。

番号1をごらんください。土地の所在は小島町2丁目●●番●●，面積は576平方メートルであり，権利を取得した者は●●●●氏であります。7月11日に届け出を受け，申請書類に不備がなかったため，同日受領し，受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料の報告第21号をごらんください。報告第21号，農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について。農地法第4条の規定による転用届とは，土地の所有権の移転を行わずに農地を農地以外の地目に転用するものでございます。

番号1をごらんください。土地の所在は上石原2丁目●●番●●外1筆，面積は合計で649平方メートルであり，申請人は●●●●氏であります。この土地は生産緑地ではありませんが，今般，土地活用を図る高齢者用施設，詳しくは認知症対応型高齢者グループホームの建設が計画され，地目の変更をするものでございます。森田委員が現地確認を行い，現況が農地であることを確認しております。なお，7月23日に届け出があり，申請書類に不備がなかったため，同日受領し，受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。資料の報告第22号をごらんください。報告第22号，農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてであります。この届け出は，土地の権利の移動を行い，農地を農地以外のものに転用するものでございます。

番号1をごらんください。土地の所在は深大寺東町4丁目●●番●●，面積は975平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は株式会社東栄住宅であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。井上一郎委員が現地確認を行い，現況が農地であることを確認しております。この土地は生産緑地ではございませんが，今般，所有権の移転を伴う戸建て住宅の建設が計画され，地目の変更をするものであります。なお，7月16日に届け出があり，申請書類に不備がなかったため，同日受領し，受理通知書を交付しております。

番号2をごらんください。土地の所在は深大寺東町1丁目●●番●●，面積は56平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は●●●●氏であり，転用目的は道路

の建設であります。井上一郎委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。こちらの土地につきましては生産緑地ではございませんが、所有権の移転を伴う地目の変更をするものであります。7月17日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

次のページをお願いいたします。番号の3と4につきましては関連がございますので、あわせてご説明をさせていただきます。

最初に、番号3をごらんください。土地の所在は小島町2丁目●●番●●，面積は412平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は武蔵開発株式会社であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。

次に、番号4をごらんください。土地の所在は小島町2丁目●●番●●，面積は343平方メートルであります。譲渡人は●●●●氏，譲受人は株式会社巨摩建設であり，転用目的は戸建て住宅の建設であります。

番号3及び4とも、杉崎委員が現地確認を行い、現況が農地であることを確認しております。これらの土地につきましては、以前、生産緑地でありましたが、相続により、●●●●氏が所有となっております。その後、買い取り申し出を経て、行為制限の解除となっており、今般、この農地につきまして、所有権の移転を伴う土地活用を図る戸建て住宅の建設が計画され、地目の変更をするものであります。なお、7月22日に届け出があり、申請書類に不備がなかったため、同日受領し、受理通知書を交付しております。

専決処分の報告については以上になります。

○議長　ただいま事務局からご説明がありましたことについて、何かご質問がありましたらお願いいたします。——ご質問、ご意見がないようですので、以上3件の報告を了承することにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

ご異議なしと認め、報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第4，報告事項を議題とします。1，令和元年度農業委員会審議状況及び目的別農地転用状況について，2，租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）について，3，生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者の証明についてを事務局から説明します。事務局，お願いいたします。

○中野書記　それでは、報告事項のご説明をさせていただきます。

お手元の資料，報告事項1をごらんください。令和元年度農業委員会審議状況及び目的

別農地転用状況となります。

最初の表、令和元年度農業委員会審議状況(1)、2段目、今回総会での審議状況をごらんください。農地法第3条の許可申請はありませんでした。第3条の3の届け出が件数1件。面積664平方メートル、第18条及びその他のものはありませんでした。

下の表になります。令和元年度農業委員会審議状況(2)をごらんください。宅地として農地転用したものでは、所有権の移転を伴わない農地法第4条の届け出が件数1件、面積649平方メートル、所有権の移転を伴う農地法第5条が件数4件、面積1,786平方メートルとなっております。

続きまして、一番下の表になります。令和元年度目的別農地転用状況についてご説明いたします。真ん中の表の審議状況(2)、宅地として農地転用したものの内容でございます。前回の総会審議状況で変更となった部分でございます。農地法第4条では、表の一番下、その他に転用したものが件数1件、面積649平方メートルであります。農地法第5条では、表の上から2段目、建売住宅・分譲に転用したものが件数14件、面積6,746.28平方メートル、5段目、道路に転用したものが件数2件、面積78.82平方メートル、内訳の合計は、表の右の合計欄、件数24件、面積1万1,238.10平方メートルであります。

次のページをお願いいたします。資料の報告事項2をごらんください。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による証明（引き続き農業経営を行っている旨の証明）についてであります。この証明は、相続税の納税猶予を受けている者が3年ごとに相続税の納税猶予を継続して受けるために、引き続き農業経営を行っていることを証明するものであります。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は菊野台3丁目●●番●●外9筆、面積は合計で3,712平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。富澤委員が現地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は深大寺南町4丁目●●番●●、面積は1,071平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。井上眞一委員が現地確認をしております。

番号3についてご説明いたします。土地の所在は深大寺北町4丁目●●番●●外2筆、面積は合計で1,266平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。瀧柳委員が現地確認をしております。

番号4についてご説明いたします。土地の所在は国領町7丁目●●番●●外21筆、面積

は合計で7,530.47平方メートル、相続税の納税猶予を受ける者は●●●●氏であります。
関口委員が現地確認をしております。

なお、番号1から番号4につきましては、全ての申請書類に不備はなく、証明書を発行
しております。

次のページをお願いいたします。報告事項3、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる
従事者の証明についてご説明をいたします。この届け出は、生産緑地に係る農業の主たる
従事者である旨を証明するものでございます。

番号1についてご説明いたします。土地の所在は国領町6丁目●●番●●外5筆、面積
は合計で1,986.76平方メートル、主たる従事者は●●●●氏であります。小野副会長が現
地確認をしております。

番号2についてご説明いたします。土地の所在は小島町3丁目●●番●●外1筆、面積
は合計で1,805平方メートルであります。主たる従事者は●●●●氏であります。熊井委
員が現地確認をしております。

番号1及び2につきましては、申請書類に不備はなく、証明書の交付を行っております。

以上で報告事項の説明を終わります。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたことについて、何かご質問がありましたら
お願いいたします。——ご質問もないようですので、以上3件の報告を了承することに
ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

ご異議なしと認め、報告のとおり了承することといたします。

次に、その他報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。

○元木事務局長 それでは、その他報告及び連絡事項について説明いたします。

最初に、次回総会の日程についてです。次回総会は、9月19日木曜日午後3時から、調
布市たづくり1002学習室で行います。役員会は同じ日の午後2時30分から同じ会場で行い
ますので、よろしくをお願いいたします。

次に、7月17日に調布市都市農政推進協議会第48回通常総会がJAの神代支店2階で午
後4時から開催されました。会長が出席されたことを報告いたします。当日は、平成30年
度事業報告のほか、講演会などが開催されました。

次に、東京都農業会議主催の臨時総会が今月、8月21日にJA東京南新宿ビル3階で開
催されます。当日は小野副会長が出席される予定となっております。

続きまして、情報提供で資料をつけてあるのですけれども、前回の農業委員会総会において説明しました調布市農業振興計画についてでございます。きのう、8月14日午後3時から第1回農業振興計画策定会議が開催されました。元木会長が委員として出席されたことと、計画策定の基礎資料とするため、今月末あたりから無作為抽出にはなりますが、市民2,000人、農家300人に対してアンケート調査を実施することをご報告いたします。

続きまして、農地パトロールについて。

○中野書記　それでは、本日お配りした資料の一番後ろにつけた1枚ぺら、生産緑地等農地の利用状況調査（農地パトロール）の報告書というものがあるのですが、よろしいでしょうか。

先日、7月25日に農地パトロールを実施しました。同日、その結果について報告会を行って、皆さんから報告していただきました。その報告の中で2件ほど処理が必要なものがありましたので、ご報告になります。

番号1番、生産緑地115及び162番なのですが、2班から下草処理不足、肥培管理不足となっておりますが、主に肥培管理不足があるということで、農業委員会から指導が必要ではないかという意見がありました。それで、8月7日に小野副会長と事務局職員で土地の所有者宅に行きまして、口頭指導等をしたところでございます。こちらの土地につきましては、現況は植木があつたりしてしまして、昨年、ことしあたりからやっ作物、実がとれるようになってきたという話もされておりました。そして、下草処理等につきましては、農協さんに相談していただければ、無料ではないのですけれども、アドバイスであつたり作業も手伝っていただけるのではないかとこともお話しさせていただいて、所有者の方も了承されました。

番号2番になります。生産緑地番号266番、西つつじヶ丘、4班から下草処理が不足しているのではないかとということで報告がありました。こちらにつきましては7月29日、担当地区の農業委員さんの富澤委員から、土地の所有者に指導していただいたところでございます。8月7日に事務局のほうで現地を確認しに行ったのですが、既に下草の処理は済んでおりましたので、ここでご報告させていただきます。

以上になります。

○議長　事務局からの説明がございました。何かご質問がございましたらお願いいたします。

○杉崎委員　ちょっと皆さん感じていると思うのですけれども、「7月29日、地区担当

委員（富澤委員）が土地所有者に口頭指導」の「口頭」という字が。

○今村事務局次長　申しわけございません。字が誤っていました。済みません。訂正をお願いします。

○議長　訂正をお願いいたします。ほかに何かございますか。——ないようですので、本日の日程は全て終了したので、これで第22期第6回農業委員会総会を閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

閉会　午後3時24分

調布市農業委員会議事規則第13条の
規定によりここに署名押印します。

令和 年 月 日

議長

署名委員

10番委員

11番委員